

NEWS 01

4月から障害者総合支援法が施行されます

難病の方への福祉サービスを拡充

これまでの「障害者自立支援法」

障害福祉サービス

居宅介護 ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などを行う
短期入所 自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行う
就労継続支援 一般企業での就労が困難な人への働く場の提供、就労に必要な知識・能力向上のための訓練など

補装具

車いすや歩行器などの購入と修理に必要な費用の支給

日常生活用具

電気式たん吸引器やパルスオキシメーターなどの給付

身体障がいのある方

知的障がいのある方

精神障がいのある方

難病の方は、障害者自立支援法のサービスの対象になりませんでした

4月1日(月)から、これまでの障害者自立支援法が改正され、新たに「障害者総合支援法」が施行されます。

この改正は、障がいのある方の日常生活や社会生活を幅広く支援することを目指して実施するもの。これにより、新たに難病の方が障害福祉サービスの対象となり、心身の状況に応じて、入浴や

食事などの居宅介護、就労に必要な能力を身に付けるための支援などが受けられるようになります。

サービスを利用するためには申請が必要です。お住まいの区の区役所保健福祉課に相談の上、手続きを行ってください。

【詳細】 区役所(1階)の保健福祉課

4月から

「障害者総合支援法」に改正

今回の改正で何がかわるの？

新たに難病※の方が上記サービスの対象になります。

※全身性エリテマトーデスや重症筋無力症、パーキンソン病など、国が指定する130疾患。

詳細は、区役所(1階)保健福祉課にお問い合わせいただくか、ホームページからも確認できます。

札幌市 総合支援法

検索

サービスを利用するには？

区役所(1階)の保健福祉課への申請が必要です。

- ・申請方法など、詳しくはお問い合わせください。
- ・利用には所得に応じて料金が掛かります(生活保護・市民税非課税世帯の方は無料)。
- ・難病で、かつ、介護保険制度の対象となる方は、介護保険のサービスが優先されます。
- ・難病の医療費助成に関する手続きは、これまでどおり区健康・子ども課で行ってください。



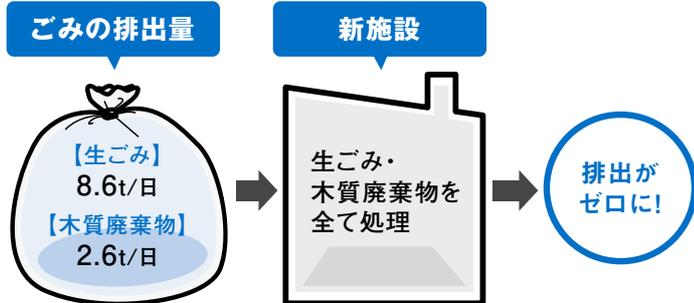
現在、障害者自立支援法のサービスを利用している方は新たな手続きは不要です

現在お持ちの受給者証は、そのまま使うことができます

新たに稼働する施設・設備

資源リサイクル施設

廃棄することになった青果物などの生ごみを乾燥させ、飼料にする施設です。乾燥機の燃料には、木箱などの木質廃棄物を活用。これにより、生ごみと木質廃棄物が排出されなくなります。



太陽光発電設備

荷さばきなどを行うセンターヤードの屋上に太陽光パネルを設置します。発電した電力は、北電に売却するほか、災害停電時には、住民に飲料水を供給する設備の電源として使います。



一般家庭が使う電力のおよそ100軒分を発電!

設置数1,440枚
発電規模327kw

これからも環境に優しい市場づくりを進めていきます

中央卸売市場に、資源リサイクル施設と大規模な太陽光発電設備を導入します。これらは、ごみの減量や温室効果ガスの削減など、市が抱える環境課題を解決するため、新たに設置するものです。市場の広大な敷地を有効に活用し、環境負荷の低減だけでなく、市場全体の運転コストの削減にもつなげます。太陽光発電設備は3月下旬に、リサイクル施設は4月上旬に稼働を開始。一層環境に優しい市場を目指していきます。

【詳細】リサイクル施設については中央卸売市場(611)3111、太陽光発電設備についてはエコエネルギー推進課(211)2872

中央卸売市場

多くの青果物や水産物が売買される、北海道最大の市場です。

取引量年間約41万トン(1,548億円)
総面積12万9,748㎡
およそ札幌ドーム2個分
所在地中央区北12西20



NEWS 02

中央卸売市場で環境に配慮したさまざまな取り組みを実施

リサイクル施設と太陽光発電設備を設置します

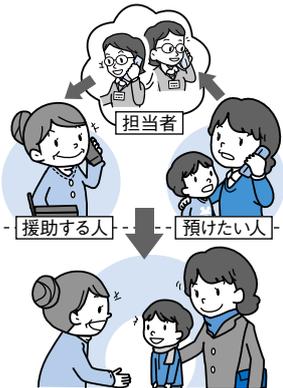
子ども緊急サポートネットワーク

子どもを預けたい人と、援助したい人がそれぞれ会員登録。急な残業や出張など、いざというときに子どもを預けられる仕組みです。利用には事前の登録が必要です。

【登録しておくこと…】

依頼の電話をかけると、すぐに援助してくれる人を探します。

援助してくれる人が見つかり次第、依頼者に連絡。子どもを預けます。



【利用時間と金額】

一般	7時30分～23時	30分当たり500円～
病児・病後児	月曜～土曜の7時30分～18時	30分当たり500円
宿泊	保育所・学童保育終了時～登園・登校時まで	10,000円～

3月から

生後5カ月～小学3年の病児・病後児のみ、3時間を超えた分の料金を30分当たり150円に軽減 ※土曜は13時まで

3月から、緊急時に子どもを預けられる会員制の仕組み「子ども緊急サポートネットワーク」の費用を軽減します。軽減対象は、生後5カ月～小学3年で、病児の子(病児)か回復期にある子(病後児)を預ける保護者。子どもを保育所などに預けられない保護者の負担を軽減し、誰もが安心して子育てができる環境づくりにつなげます。なお、この仕組みは病児病後児に限らず、小学生以下の子を持つ方であれば利用できます。お問い合わせください。

【詳細】子育て支援課(211)2988

NEWS 03

緊急時に子どもを預けられる仕組みの費用を一部軽減

病児・病後児を3時間を超えて預ける方が対象

詳しく知りたい方・登録したい方は

子ども緊急サポートネットワーク ☎621-6626 にお電話ください。